
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
令 和 2 年 6 月 1 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲 治
同	古 堅 茂 治

令和元年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和元年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、那覇市長、那覇市議会議長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

I 市民文化部

1 まちづくり協働推進課

(1) 制限付一般競争入札の執行について（注意事項）

なは市民協働プラザ施設管理業務委託ほか6件の業務委託については、制限付一般競争入札により契約を締結している。

これらの制限付一般競争入札においては、業務内容に応じて、入札に参加するものに必要な資格が設けられ、資格を満たしているか等を確認したうえで、落札者が決定される。

当該各委託に係る入札実施公告において、落札候補者には資格審査書類の提出が義務付けられているにもかかわらず、当該書類の提出を求めることなく業者登録名簿を確認するにとどまっている。

当該名簿は、競争入札への参加資格者を登録した名簿であり、これらの業務委託に必要な資格を確認できるものではない。

制限付一般競争入札の執行に当たっては、入札実施公告等に則った適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、入札資格審査に当たっては入札実施公告等に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

II 環境部

1 クリーン推進課

(1) スプリング入りマットレス等解体業務委託について（注意事項）

平成30年度スプリング入りマットレス等解体業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結している。

同号の規定により随意契約を締結する場合は、普通地方公共団体の規則で定める手続きによることが求められており、那覇市契約規則第21条において当該手続きが定められている。

しかしながら、当該業務委託については、同条第2号に定める契約締結後の契約者の名称、契約者とした理由等の契約の締結状況の公表が行われておらず不適正な事務処理となっている。

契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項について、スプリング入りマットレス等解体業務委託を含め、他類似案件についても、適正な事務の執行を行うよう周知徹底を図り、課内決裁時におけるチェック体制の強化を行ってまいります。

2 環境保全課

(1) 国場川水あしび実行委員会負担金について（要望事項）

国場川水あしび実行委員会負担金は、国場川水系の水質浄化、環境保全の啓発活動のためのイベントを開催することを目的として設置された本市、豊見城市ほか6市町等で構成される「国場川水あしび実行委員会」への負担金であり、平成30年度負担金として30万6,000円が支出されている。

当該実行委員会の経費は、本市、豊見城市からの負担金や繰越金等で運営されているが、本市が支出している負担金については、当該実行委員会の会則等において、根拠となる定めがない。

負担金支出に当たっては、会則等において、その支出根拠を明確にするよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

国場川水あしび実行委員会負担金につきましては、負担金の算定根拠を明確にするため国場川水あしび実行委員会会則にその支出根拠を明文化することを考えており、今後豊見城市と協議を行い、協議が整った後に、次年度の国場川水あしび実行委員会総会において、両市の負担金を明文化する会則案を提案することとしています。

III 議会事務局

1 庶務課

(1) 政務活動費返還金（過年度分）について（注意事項）

政務活動費返還金（過年度分）については、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により提出された収支報告書に基づき精算され、返還された20件の政務活動費である。

当該返還金は、平成30年6月27日及び同月29日に調定が行われ、納期限を指定せずに納付通知書を作成し、送付している。

那覇市会計規則第23条第3項は、「納付通知書等に指定する納期限は、特に定めがあるものを除くほか、調定の日から10日以内とする。」と規定しており、納期限を指定すべきであった。

政務活動費返還金収納に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、政務活動費返還金に関する納期限については、那覇市会計規則を遵守し、納付書に納期限を明記して発行します。また、議員にも周知を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 資金前渡金の精算遅れについて（注意事項）

会派視察に伴う出張旅費のため受領した前渡金について、用務終了日（支払い日）は平成 30 年 12 月 21 日、精算日は翌年 1 月 23 日となっており、精算が 26 日間遅延している。ほかにも前渡金の精算が遅延している事例が散見された。

資金前渡金の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、その他の前渡金は、支払いが終了した日から（出張先で支払った経費については帰庁後）7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡金の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

担当者において服務旅費研修を積極的に受講し認識を深め、課内においても管理職を含め情報共有を図りながら、適正な事務処理に努めてまいります。

IV 上下水道局

1 料金サービス課

(1) その他特別利益に係る未収金について（要望事項）

本市と浦添市は、浦添市前田地区の公共下水道を本市の公共下水道に接続することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき協議し、昭和 62 年 3 月に協定書を締結しているが、平成 29 年 12 月に浦添市からの報告で、平成 11 年 2 月から平成 29 年 9 月までの 18 年間で新たに接続された建物からの排出汚水量等の報告が漏れ、この間の下水道使用料が未払いとなっていることが判明した。

当該未払いとなっていた下水道使用料に係る本市の支払い請求に対し、浦添市から直近 5 年分については支払いがあったものの、過去 5 年を超える期間分については消滅時効の完成を主張しており、支払われていない。

本市は、当該未払いとなっている下水道使用料から沖縄県中部流域下水道維持管理負担金同等額及び浦添市下水道徴収事務手数料同等額を控除した 1,103 万 4,429 円を当該協定書第 2 項の規定に基づき平成 30 年 11 月末に請求を行ったが支払いはなく、令和元年 5 月末及び令和 2 年 1 月にも請求を行っているが、今回の監査時点でも収納には至っていない。

引き続き、浦添市との協議等を進めるとともに、浦添市の消滅時効完成の主張を踏まえた適正な債権管理に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

令和2年1月30日後期定期監査において消滅時効完成の質疑があったことから、令和2年3月4日に当市顧問弁護士へ改めて相談したところがあります。

今後、当市顧問弁護士と調整を行い適正な債権管理に努めていきたいと考えております。